

京都市上下水道局告示第8号

京都市指定下水道工事業者規程第7条第2項第3号の規定に基づき、次の者の京都市指定下水道工事業者としての指定を取り消したので、同規程第31条第2号の規定に基づき告示します。

平成29年4月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 取消業者

京都府亀岡市篠町篠空殿林21番地

有限会社西崎設備

代表取締役 西崎 吉文

2 取消年月日

平成29年4月19日

(上下水道局下水道部管理課)